

農薬は適正に使いましょう

農薬使用の基本

○農作物には、**登録農薬**を使う。

人が栽培している植物の総称
(樹木や家庭菜園の作物等も含まれる。)

○農薬容器の**ラベル内容**(使用基準、注意事項)を確認してから使う。

適用作物、希釈倍数、使用時期、使用回数 等

ラベルを
しっかり
確認!!

登録農薬 農林水産省登録第○○○○○号

剤型 A B C 水和剤

成分 △△△ 15% ■■■ 60%
性状 類白色水和性粉末45μm以下

作物名	適用病害虫	希釈倍数(倍)	使用時期	本剤の使用回数	△△△を含む農薬の総使用回数	■■■を含む農薬の総使用回数	使用方法
トマト	灰色かび病	600~800	収穫前日まで	3回	3回	5回	散布
いちご	うどんこ病	600	収穫3日前まで	3回	3回	5回	

最終有効年月「西暦下2桁」 14.10

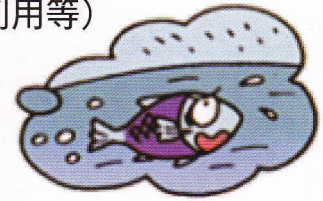
有効期限
2014年10月の表示例

〔農薬取締法〕

守るべき基準

○農薬使用者は、次のことに努める。

- ・有効年月を過ぎた農薬を使用しない。
- ・飛散防止対策を行う。(風の状態を考慮、誘引剤や粒剤などの利用等)
- ・水田からの流出を防止する。(止水期間を守る)
- ・土壌くん蒸剤の揮散を防止する。(被覆期間を守る)
- ・使用農薬の記帳を行う。



○水産動植物の被害を発生させない。

農薬が河川へ流出しないように注意する。

○公共水域の水質汚濁を生じさせない。

〔農林水産省・環境省令第5号〕

学校、公園等の公共施設及び住宅地への配慮

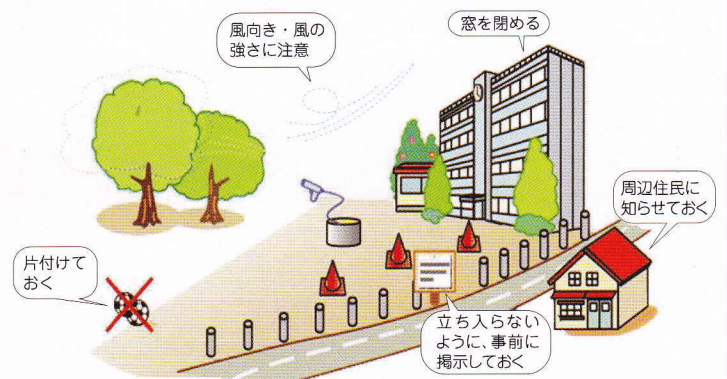
○住宅地等の周辺ほ場で病害虫等を防除する場合は、次の配慮が必要です。

・**農薬以外の防除方法**を検討する。

病害虫に強い作物や品種の選定、
人手による害虫の捕殺、
防虫網等の物理的防除の活用 等

・やむを得ず農薬を使用する場合は、
事前に周辺住民に対して**周知**する。

〔環境省水・大気環境局長及び農林水産省消費・安全局長通知(住宅地通知)〕



農薬について、どのくらい知っていますか？

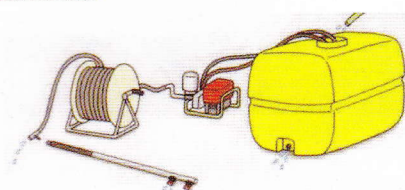
右側（答え）を隠して、質問に答えてみましょう。

質問	答え
同じ成分の農薬だが、水和剤と乳剤のように異なる剤型がある場合、適用作物は同じ？それとも異なる？	異なる。 水和剤が使用できても乳剤が使用できない。又はその逆ということが多々あります。
同じ成分の水和剤と乳剤があり、両剤とも栽培期間内に3回使用できる場合、合計何回使用できる？	3回。 使用回数は、成分毎に決められています。
農薬の使用基準に「収穫前日まで」とある場合、何時間前の意味？	24時間前。 一夜明ければよいとの意味ではありません。
ラベルに、「そらまめ」と書いてある農薬と「未成熟そらまめ」と書いてある農薬があるが、農薬を使用する上では異なる作物扱いなのか？	異なる作物。 「そらまめ」と「未成熟そらまめ」は、同じ植物であっても、収穫するステージが異なると、使用できる農薬が異なります。 同様に、「いんげんまめ」と「さやいんげん」、「だいず」と「えだまめ」等、他にも多数あります。
水田の畦畔に使う除草剤は、農耕地用？それとも非農耕地用？	農耕地用。 水田の畦畔は農耕地なので、非農耕地用除草剤は使用できません。 非農耕地用除草剤は、駐車場や運動場等の農作物を栽培しない場所に使用するものです。

注意してください！～実際に発生している事案～

食品衛生法に基づき定められている残留農薬基準を上回り、農作物から農薬が検出される事案が発生しています。

**その農作物は
販売禁止**



使用後は、しっかり洗浄！

国の検証の結果、原因は農薬散布器具の**洗浄不足**の可能性が高いと推定されています。

生産者が記帳していた農薬使用履歴が役に立っています。



農薬を使用した後の防除器具は、よく洗浄しましょう!!

栃木県農政部

お問い合わせは ▶

経営技術課

TEL 028-623-2286

農業環境指導センター

TEL 028-626-3086

R100